

平成26年度荒川区清掃審議会会議録（要旨）

日 時 平成27年3月16日（月） 午後3時～4時半

場 所 荒川区役所 3階 特別会議室

出 席 者

【学識経験者】 平 修久（会長）

【委 員】 明戸真弓美、中村尚郎、横山幸次、瀬野喜代、阿久津敬子、  
大久保信隆、中野伸一、木内輝男、安田正義、湯田啓一、  
和田美奈子

【事 務 局】 岡本環境清掃部長、泉谷環境課長、岸荒川清掃事務所長、  
嶋根清掃リサイクル課長

配 付 資 料 資料1 荒川区清掃審議会委員名簿  
資料2 荒川区清掃・リサイクル事業  
資料3 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況  
資料4 今後の予定  
資料5 荒川区清掃審議会に関する条例等（抜粋）  
資料6 荒川区一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月）

## 開 会

( 1 ) 環境清掃部長挨拶

( 2 ) 委員自己紹介

( 3 ) 事務局自己紹介

( 4 ) 会長選任

(事務局) 新たな審議会ということで、会長が未選任の状態でございます。会長は委員の皆様の互選により選任することが規則によって定められておりますので、まず初めに会長のご選任をお願いしたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

(委 員) 私は、学識経験のある平委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。会長には平委員をとのご提案がございましたが、皆様よろしいでしょうか。

(拍手による承認)

それでは、満場一致にて会長には平委員をお願いしたいと思います。

( 5 ) 会長挨拶

( 6 ) 配布資料確認

(事務局) 本日の資料の確認をお願いいたします。「資料1 荒川区清掃審議会名簿」、「資料2 荒川区清掃・リサイクル事業」、「資料3 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況」、「資料4 荒川区清掃審議会今後の予定」、「資料5 荒川区清掃審議会に関する条例・規則・要綱・要領(抜粋)」と、最後に「荒川区一般廃棄物処理基本計画」の冊子を資料として添付させていただいております。

( 7 ) 荒川区清掃・リサイクル事業説明

(会 長) それでは、荒川区清掃・リサイクル事業について、事務局から説明をお願い致します。

(事務局) それでは、資料2の「荒川区清掃・リサイクル事業」について説明させていただきます。

「荒川区清掃・リサイクル事業の現状」ということをごさいます。まず、「1 清掃事業の現況」でございます。2 3 区の清掃事業につきましては、平成11年度までは、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分までの一連の流れ全てを東京都のほうで行ってまいりました。平成12年度から事務移管に伴いまして、荒川区を初めとする各区、それから2 3 区で設立いたしました東京二十三区清掃一部事務組合、そして東京都が、それぞれ分担・連携して行って現在に至っております。

「図表1 ごみ(可燃・不燃・粗大ごみ)の流れ」の表をご覧ください。収集・運搬につきましては、まず家庭から出されるごみにつきましては、荒川区が収集・運搬してございます。家庭から出るごみに対して、事業系、事業活動に伴って出るごみにつきましては、基本的に自己処理が原則でございますが、小さい規模の事業所、お店などから出される事業系のごみにつきましては、有料ごみ処理券を貼付いただきまして、区が収集・運搬をしてございます。そして、そういったごみにつきましては、清掃工場等に運ばれてくるわけでございますが、中間処理といたしまして、2 3 区が設立いたしました東京二十三区清掃一部事務組合で共同処理ということを行ってございます。

荒川区につきましては、清掃工場が立地しておりませんので、可燃ごみにつきましては、主に墨田清掃工場、北清掃工場、足立清掃工場の3工場へ搬入して焼却処理しております。また、清掃工場から出ます焼却灰につきましては、一部を熔融スラグ化して、路盤材などとして活用を図っております。

一方、不燃のごみにつきましては、北区にあります堀船清掃作業所へ運び、そこを經由して、船舶で江東区にある中防不燃ごみ処理センターへ搬入して破碎処理してございます。その際に出ます鉄分、それからアルミにつきましては、資源として回収しております。

また、粗大ごみにつきましては、区の荒川清掃事務所で中継いたしまして、江東区にあります粗大ごみ破碎処理施設へ搬入し破碎してございます。その際、鉄分につきましては資源として回収し、残った可燃物につきましては、清掃工場などに運んで焼却してございます。

2 ページの中央に「図表2 東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場等配置図」がございまして、全部で、2 3 区の中で21の清掃工場がございまして、荒川、千代田、新宿、中野、文京、台東、この6区につきましては、清掃工場が配置してございません。

また、3 ページをご覧くださいと思いますが、それぞれ中間処理等され

たものにつきましては、東京都が設置し管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋立処分をされてございます。図表3のところ、「あと50年しかもちません」と記載されている箇所のやや左上が中央防波堤外側埋立処分場。それから、「あと50年しかもちません」と記載されている箇所が新海面処分場で、こちらに埋立処分されているところでございます。

続きまして、4ページの「2リサイクル事業の現況」でございます。荒川区の資源回収につきましては、各区におきましては行政(役所)が主体となって回収する方式を行政回収と呼んでおりますが、このような方式ではなく、町会・自治会の皆様方が中心となって資源を回収して資源回収業者に引き渡す集団回収を基本として行っております。区は、そのような集団回収が円滑に行えるような支援体制の充実に努めているというところでございます。図表4のところ、「集団回収」と書かれてございますが、120ある町会のうち119の町会で資源回収品目といたしましては、「びん・缶・古紙・ペットボトル・白色トレイ」の5品目の回収を行っております。町会ごとに1カ月に2回、あるいは毎週というような回収日を設けてございます。また、町会以外にもリサイクルの推進団体ということで、高齢者クラブや、PTA等のリサイクル推進団体で活発に資源、品目を定めて回収をしていただいております。集団回収を行っていない一部の地域でございますが、こちらにつきましては行政回収という形で対応させていただいております。

平成12年の清掃事業の移管に伴いまして、リサイクル事業、それから清掃事業をより連携して実施できるようになりました。荒川区におきましては、町会の地域活動が非常に活発に行われておまして、自分たちの地域のことは自分たちで築いていこうという気概、お互いを支え合うという文化が根づいてございます。こういった地域特性と、それに加えて、地場産業として再生資源事業者さんがたくさん集積しているという強みを基盤といたしまして、資源の回収につきましては、集団回収によって行って、区による行政回収というものを停止するという、いわゆる「あらかわ方式の集団回収」を開始することといたしております。こちらにつきましては、平成15年からモデル事業としてスタートさせていただきまして、当初は古紙・びん・缶、この3種類について行っておりましたが、順次、地域のほうも拡大して参りまして、平成19年4月からは、この古紙・びん・缶に加えて、現在のペットボトル・白色トレイも回収の品目として取り扱っているところでございます。平成24年4月には、120町会あるうち119町会で行っております、区内ほぼ全域でこの集団回収が実施されているところでございます。

この集団回収をより効率的かつ安定的に行うために、また、ごみの減量、リ

サイクルの推進、そういったものの普及啓発のためにリサイクルセンターの整備を目指してございまして、平成28年開設を目指して現在、整備を進めているところでございます。

5ページをお開きください。図表5のところには集団回収の簡単な仕組みについて書かれてございます。町会と、それから荒川区リサイクル事業協同組合さんを初めとする回収業者さん、それから区ということで書かれてございますが、まず、町会と荒川区リサイクル事業協同組合さんとの間では、資源の引渡しが行われて、それに対して、有価のものに対しては売却代金が支払われます。また、町会と区との関係では、そういった引き渡しした回収量の報告を町会からいただいて、それに応じた報奨金、それから回収支援金というものを支給させていただいております。また、それ以外にも、資源の持ち去り対策ということで、補助金などの支給もさせていただいております。また、荒川区リサイクル事業協同組合さんを初めとする回収業者さんと区の関係では、回収した量の報告をいただき、品目によっては回収についての補助金を支給させていただいているという仕組みで集団回収を行っているところでございます。

図表6のところでは、集めましたびん・缶・古紙・ペットボトル・白色トレイにつきまして、集団回収あるいは行政回収という形で回収して、それを民間の再生資源業者さんのほうで選別や圧縮といった中間処理を行って、それぞれの品目の工場へ運んで、新たな再生品として生まれ変わるという図を載せさせていただいております。

説明は、以上でございます。

(会長) ご説明ありがとうございました。ご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(委員) 以前から、最終処分場の利用可能な残存期間が50年と言われていました。現在でも残存期間が50年ということですか。

(事務局) はい。以前から最終処分場の利用可能な残存期間は50年となっております。

(委員) ごみの減量やリサイクルの推進、景気動向等もあると思うのですが、現状ではどうなっているのですか。

(事務局) 以前から、最終処分場の利用可能な残存期間が50年と言われていましたが、その後、23区の中でのごみ減量の取り組みやリサイクルの推進、さらに平成

20年度に開始されたサーマルリサイクルの実施によって、以前よりもごみ排出量が減ったことも踏まえて、サーマルリサイクルの見直し時に、改めて利用可能な残存期間が50年として出されたという状況でございます。

(委員) サーマルリサイクルの見直し時というのは何年前ですか。

(事務局) サーマルリサイクルは平成20年から実施しておりますので、今から6、7年前になります。

(委員) すみません。かなり以前から荒川区清掃審議会委員なのですが、当時からずっと最終処分場の利用可能な残存期間が50年なのですね。こんなはずはないのだと思うのです。サーマルリサイクルを導入するために、かなり以前からこのように言っているのではないのかと思うのです。最終処分場は海面で埋立を行っているわけですから、当然埋立可能な残量も減ってきているわけです。最終処分場は都の管轄です。東京都任せで、その数値を把握できないというのは、清掃行政を行っていくうえでいけないのではないかと思います。きちんとデータを出して、どこまで埋め立てられているのか、さらに減った原因は何なのか。逆に増えていけば原因は何なのか。その辺りのデータがないと議論のしようがありません。清掃行政のうえで、最終処分場が最大の問題だと思います。資源回収やごみ減量についての指針を出すためにも、きちんとしたデータを清掃審議会に近いうちに提示していただきたいなと思います。

(会長) データの提示を行うようにとのことですが、よろしいですか。

(事務局) はい。次回の荒川区清掃審議会にてデータの提示をさせていただきます。

(会長) そのようにお願いいたします。そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

(委員) 先日、区民の方から、日常的にごみを回収していただく清掃作業員の方の制服が人によって異なるのは何故ですかという質問を受けました。確かに区の職員と、それ以外の方が混在してごみを集積している状況は、区民によっては分かりづらく思われるかも知れません。荒川区の清掃事業の現状として、ごみをどういう方法で集めて、清掃作業の担い手は誰なのか、清掃作業車についてはどうなのかを、区民に対し明らかにする必要があるのではないかなと思いました。荒川区清掃審議会の資料でもこのような記載があっても良いのではないかと

と思います。今後はこのような努力をしていただければと思います。

(会 長) 事務局、いかがでしょうか。

(事務局) 清掃作業員の制服につきましては、区の直営職員が着ている制服と、区から清掃作業を委託された民間の制服の2種類があります。民間、これは51社で構成しております雇上会社とも言うのですけれども、東京環境保全協会で統一された制服を着ております。この制度は、清掃事業が区に移管される以前の東京都清掃局の時代、昭和30年代頃から始まっております。委員のおっしゃいましたとおり、車や人が民間から来たりしていますので、次回の荒川区清掃審議会開催時に、こちらのデータをお示しさせていただきたいと思います。

(会 長) よろしいでしょうか。それでは、そのほかどうぞ。

(委 員) 資料の4ページに新リサイクルセンターのことが記述されており、平成28年度に開設とのことですが、現在の進捗状況を教えてください。

(事務局) リサイクルセンターの整備につきましては、現在、平成26年度でございますが、平成26年度までに施設の実施設計、それから、建設へ向けての様々な行政との手続などを進めさせていただいております。平成27年度は工事の着手をいたしまして、平成28年度の秋口に開設というような簡単なスケジュールになってございます。

(会 長) よろしいでしょうか。では次のご質問をどうぞ。

(委 員) 資料の1ページの一番下の「中間処理」の箇所に、「可燃ごみは主に墨田清掃工場、北清掃工場、足立清掃工場の3工場に搬入し、焼却処理をしています」と書かれています。荒川区といたしましては、私たちはこの3つの区にお世話になっているのか、それとも十分な対価を払ったうえで、荒川区のごみ処理をお願いしているのかどうかを教えてください。

(会 長) 事務局、お願いします。

(事務局) 清掃工場につきましては、東京都から区へ清掃事業が事務移管された当初は、自区内のごみは自区内で処理するという原則を立てていました。しかし、その

後、23区全体のごみ量というものが徐々に減少してきたため、方向転換をいたしまして、23区にありますごみは23区全体で連携して処理していこうという考え方になりました。荒川区につきましても、当初は清掃工場の計画というものもありましたが、先程の考え方とおり、23区全体でごみ処理をすることとなりました。各区が発生するごみの量に応じまして、ごみの焼却処理等に係る費用につきましては、分担金という形で納めております。分担金については荒川区や他の区でもそれぞれ負担させていただいている状況でございます。ただ、それ以外にも、実際には清掃工場での清掃車両の出入り等もございますので、その点で他区の方にご迷惑をかけているところはございます。

(会長) ほかの方がいかがでしょうか。具体的な話は次の議題にも出てくると思います。それでは、次の「荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

#### (8) 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況の説明

(事務局) それでは、資料3の「荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況」という資料をご覧くださいと思います。

「1 荒川区一般廃棄物処理基本計画」でございますが、この計画につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」という法律に基づいて定めた計画でございます。この計画につきましては、荒川区の中におきましては、「荒川区基本構想」それから「荒川区基本計画」、「荒川区環境基本計画」を上位計画として位置づけられているものでございます。基本構想の中では、荒川区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するための6つの都市像の1つとして、「環境先進都市」というものを掲げてございます。この「環境先進都市」の実現に向けた取り組みといたしまして、「区民、事業者及び行政が一体となって、資源循環型の社会づくりを進め、限りある資源の有効活用を図っていきます」とされてございます。そして、この荒川区一般廃棄物処理基本計画の「計画の期間」につきましては、平成24年度を初年度といたしまして、平成33年度までの10年間とさせていただいております。そして、この計画につきましては、5年後、すなわち平成28年度に見直しをするということになってございます。

2ページのほうをご覧くださいと思います。「施策の体系図」ということで、まず、基本構想における区の将来像を実現するための6つの都市像の1つとして、記載にあります「環境先進都市あらかわの実現」を掲げてございませぬ。そして、現状といたしまして、地域特性や、区のごみ処理の現状等から課



題を3つに整理してございます。基本理念といたしましては、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」というものを目指して、それを実現するために3つの基本方針を定めまして、これをもとにして施策あるいは事業を展開し、具体的な目標値を定めております。

その具体的な目標というのは、2ページの一番右に記載されております数値目標ということで、まず、総排出量の減量目標値ということで、総排出量はごみと資源を合わせた量でございますが、こちらを平成33年度の時点で、区民1人1日当たり160グラム減量するということを目標に定めてございます。また、ごみの全ての量である総ごみ量につきましては、平成33年度に区民1人1日当たり200グラム減量するということを目標に定めてございます。そして、リサイクル率につきましては、平成33年度でリサイクル率を25%にするという目標を立ててございます。

詳細につきましては、4ページ「ごみと資源の総排出量の削減目標」をご覧ください。「ごみ量の削減目標」として、平成33年度までに総ごみ量を区民1人1日当たり200グラム削減しますというところを掲げてございます。そして、「リサイクル率の目標」については、平成33年度までにリサイクル率を25%にすると。具体的に言いますと、区民1人1日当たり40グラム、さらなる資源化を図るということでございます。こちらの2つを合算いたしまして、平成33年度までにごみと資源の総排出量を区民1人1日当たり160グラム削減するというものでございます。

3ページにお戻りください。こうした目標を実現するために、また、基本理念の実現のための施策ということで、先ほど申し上げました3つの基本方針として、一番目に「環境区民による協働の推進」、2番目に、「Rの充実によるごみ減量の推進」、3番目といたしまして、「適正処理の推進」という基本方針を定めて、それぞれに施策、取り組み事業等を載せてございます。

これらの取り組みについての26年度時点での進捗状況についてご説明を、続いてさせていただきたいと思っております。A3の縦サイズの資料「主な施策・取組の工程表及び進捗状況」をご覧ください。

まず1つ目が、基本方針1「環境区民による協働の推進」でございます。この基本方針1とは、区民1人1人の皆様方、それから事業者の皆様方の主体的な取り組みによって循環型社会を実現していくというのはもちろんなのですが、それだけではなくて、区民の皆様方、事業者の皆様方、そして区と、そういった3者が環境区民として相互に連携して協力することが求められているというものでございます。そうした中で、清掃工場のない区だからこそ、一層のごみ減量を進める必要があるということで、区といたしましては、区民

の皆様方、事業者の皆様方の取り組みを積極的に支援する、コーディネートするというような役割を担っていくというものでございます。

この基本方針1につきましては、裏面にもありますが、全部で18項目の取り組みをさせていただいております。それぞれ番号を振って具体的な取り組み、そして24年度から28年度までの工程、そして26年度時点での実施の状況、あるいは今後の課題について記載させていただきまして、評価といたしましてAからCまで3段階の評価をさせていただいております。評価につきましては、下欄に記載させていただいておりますが、「A順調に進捗している」、「B比較的順調に進捗している」、「Cやや進捗が遅れている」という観点で評価をさせていただいております。

それでは、18項目の取り組みにつきまして、主なものについてご説明させていただきます。

まず、「1-1区民が楽しみながら取り組める視点や工夫の普及啓発事業への導入」というところでございます。こちらの実施状況でございますが、平成25年度から、小学生を対象にした夏休み子どもリサイクル工房という事業を開始してございます。リサイクル工房は大人の方を対象としておりますが、夏休みに子ども向けのリサイクル工房を実施させていただいたところがございます。また、平成26年度からは、区立の全小学生向けに「もったいない事業」という名称で、食べ切りであるとか、余分な物を買わないとか、そういった食品ロスの削減に向けた事業を行っております。こちらの事業のリーフレットを作成いたしまして、まず平成26年度につきましては、全小学生に配付をさせていただいているところでございます。こういった取り組みから、Aの評価をさせていただいたところでございます。

続きまして、「1-4単身世帯等へのPR推進（資源回収に関するメール対応等）」でございます。こちらにつきましては実施状況等でございますが、区のホームページのほうで町丁別の資源の回収日の案内を行わせていただいているほか、区の資源の回収場所や回収日についての様式を載せておりますので、そちらを入力し送信していただく方法でのメールでの問い合わせの対応を行わせていただいております。また、荒川区に転入されてきた区民の方々に対しましては、転入時に窓口で区の便利帳や地図などを配付させていただいているかと思いますが、そちらと併せまして、ごみの分別方法や分別日に関するチラシなども配布させていただいているところでございます。さらに、実際のごみの集積所、あるいは資源の回収場所につきましても、町会の皆様方の協力を得ながら分別方法等の表記を行わせていただいているところでございます。こういった取り組みによって、評価としてはAを付けさせていただいております。

続いて、「1 - 5 多国籍化への対応」でございます。こちらにつきましてはの  
実施状況としましては、外国語やイラストを効果的に使ったごみや資源の分別  
チラシがございます。日本語や英語だけでなく中国語や韓国語で表記されたチ  
ラシも用意いたしております。また、環境清掃特集号など、区報の中でもごみ  
分別に関する記事につきましては、イラストを多用するなど、多国籍の皆様方  
への視覚へ訴えて理解していただけるような工夫をさせていただいていると  
ころでございます。評価としてはAを付けさせていただきました。

続きまして「1 - 6 転入者への周知推進（不動産事業者等への協力依頼）」  
でございます。こちらの実施状況においては課題もございます。新しい建物が  
完成した際に行う完了検査に職員が立会い、不動産業者にごみや資源を出す場  
所、回収日等についての確認を行っております。しかしながら、不動産業者を  
通じた転入者への周知の推進については、現在検討中でございます。今後は宅  
地建物事業者、宅地建物取引業協会の荒川区支部などへの協力をお願いいた  
しまして、荒川区へ転入されてくる方々へのこういった周知について努めていき  
たいと考えております。

それから、続きまして「1 - 8」から「1 - 12」までは、主に事業者に向  
けての取り組みということでございます。まず「1 - 8」から「1 - 10」の  
ところ、「事業者への更なる働き掛け」ということで、紙ごみの減量、あるい  
は生ごみの減量、環境にやさしい製品の販売やリターナブル容器の使用等とい  
う取り組みでございます。こちらにつきまして、まず紙ごみの減量につきまし  
ては、東京商工会議所で実施されておりますエコノミックリサイクルというオ  
フィスの紙をリサイクルする取り組みでございますが、こちらの活用につきま  
しては、区としても周知させていただきたいと考えております。また、平成2  
6年度に発行した区報の環境清掃特集号にて、事業者向けのごみ減量のPRを  
行わせていただいたところでございます。さらに、廃棄物の削減や、リサイク  
ルを含めた環境省が実施しております「エコアクション21」の認証制度がご  
ざいですが、そちらの取得に係る費用の助成制度も行っておりまして、平成2  
5年度末現在で区内におきましては18の事業者が認証を取得しているところ  
でございます。今後は、個々の事業者さんへの働きかけはもちろんでござい  
ますが、その組織の団体であります東京商工会議所や商店街連合会などとも連  
携をしながら、事業者向けのごみ減量やリサイクル推進のための活動を展開し  
ていくことを検討して参りたいというふうに考えてございます。そういった取  
り組みの状況を踏まえて、「1 - 8」から「1 - 10」につきましては、Bと  
いう評価をさせていただきました。

また、「1 - 11」と「1 - 12」につきましても、ごみの減量、環境に優

しい製品の販売などに積極的に取り組む事業者に対しまして、環境区民大賞の表彰を行ってございます。平成24年度につきましては、「環境を守る仕事のしかた部門」というのがございまして、その中で吉村繊維株式会社、それから株式会社エコ・アイというところが表彰されたところでございます。こういったごみ減量であるとかリサイクル等に積極的に取り組む優良事業者さんの紹介につきましては、区報などで今後紹介を行っていくことを検討して参りたいと考えてございます。こういった取り組みから、評価につきましてはCあるいはBという評価をさせていただいているところでございます。

裏面をご覧くださいと思います。「1-16小学生への環境教育・環境学習の更なる充実」でございます。現在実施中の事業といたしまして、区内小学校で職員が出張授業を行っております環境学習、あるいは夏休みに実施しております親子バス見学会、あるいは6月に開催しております環境・清掃フェア、その他地域のこどもまつりなどでのリサイクルに関するクイズのブースの提供や、清掃車への積み込み体験などを実施させていただいております。また、繰り返しになりますが、平成25年度からは、小学生を対象にした夏休みの子どもリサイクル工房の事業を開始し、平成26年度からは、小学生への「もったいない事業」のリーフレットの配付をさせていただいております。こうした取り組みによって、評価としましてはAを付けさせていただいているところでございます。

最後に、「1-18新リサイクルセンターの整備」でございます。平成28年度の開設に向けての準備を進めてございまして、平成26年度は建設に伴う実施設計等を行わせていただいております。こうした取り組みで、評価につきましてはAを付けさせていただきました。

以上が基本方針1についての取り組みと現在の実施状況でございます。

続きまして、「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」につきまして、ご説明させていただきたいと思います。基本方針2は、3Rである「リデュース(発生抑制)」、「リユース(再利用)」、「リサイクル(ごみの再資源化)」というものがございます。この取り組みをより一層強化して、3Rだけではなく、それ以外の新たなRといわれているものも視野に入れながら区で行う事業を充実させていき、ごみの減量を推進していく方針でございます。こういった方針に基づきましては、全部で24項目の取り組みがございます。主なものについてご説明させていただきたいと思います。

まずは、「2-1分別の更なる徹底に向けた取組の実施」でございます。区報あるいは区ホームページ、チラシなどで周知いたします分別の記事につきまして、イラストを多用するなど視覚に訴えるような工夫をさせていただいてお

ります。また、荒川清掃事務所作業係の「ふれあい指導班」によって、ごみの排出方法や分別の指導を行わせていただいております。さらに、区内の小学校4年生を対象に、環境学習用リーフレットの作成及び配付してありまして、情報の周知を行い、子どもを通じて家庭での取り組みなども行っていただけるような事業を実施させていただいております。こういった取り組みで、評価としてはAを付けさせていただいております。

続いて「2 - 5 ごみ減量アイデア募集」でございますが、こちらにつきましては、ごみに関する様々な調査などを行っております。区で実施している事業の開催時や、フリーマーケット等のイベント開催時にアンケートをとらせていただいております。アンケートには自由意見欄を設けて、様々な意見を伺っております。こちらを集計いたしまして、今後、優れたごみ減量のアイデアにつきましては、区報などで紹介、公開することを検討していきたいというふうに考えております。評価としてはAを付けさせていただいております。

続いて、「2 - 6 生ごみ処理機等の購入助成実施」でございます。こちらは、生ごみ処理機を購入される方につきましては、購入費の2分の1、2万円を上限に購入の助成をさせていただいている事業でございます。こちらの事業につきましては、区報や区のホームページ、あるいはごみ減量講演会、夏休みの親子バス見学会などのイベント開催時にPRをさせていただいて、利用拡大に努めているところでございます。今年2月末現在で延べ69件の申し込みをいただいで、助成させていただいているところでございます。したがって、Aの評価を付けさせていただきました。

「2 - 7 家庭ごみの有料化の検討」につきましては、平成26年度にごみに関する調査を行ってございますが、その中のアンケートにて、家庭ごみの収集の有料化につきましてはのご意見を伺ってございます。その中では、ごみ有料化につきましては、68.4%の区民の皆様から、現行のとおり税金での処理を行うべきというような回答をいただいでいるところでございます。今後も引き続き、この有料化についての検討を進めさせていただきたいと考えてございます。評価といたしましては、Cを付けさせていただきました。

「2 - 9 フリーマーケットの実施」につきましては、年4回の実施を予定してございますが、平成26年度につきましては、1回雨天での中止がございましたので、3回の実施をさせていただいたところでございます。

「2 - 10 リサイクルひろば」につきましては、区内の施設44カ所に掲示いたしまして、区ホームページにも掲載させていただいております。また、「あらかわ子育て応援サイト」のホームページとリンクを行っております。不用になった物を情報として挙げていただきまして、それを見た区民の方々が欲しい

というようなことがあれば、当事者同士でやりとりをしていただいて、ごみにせず、また有効にご活用いただくというような事業でございます。こちらにつきまして、平成25年度は33件の提供がございまして、そのうち22件が成立してございます。平成27年2月現在、平成26年度につきましては、48件の提供数に対して28件が成立しているというところでございます。

それから、「2-11家具のリサイクルの実施」につきましては、粗大ごみとして出されたもののうち、まだ使えるようなもの、多少修理すれば使えるようなものにつきまして、倉庫のほうに集めておきまして、一定量集まった段階で区民の皆様方に無料で使っていただくというような事業でございます。平成26年度につきましては、10月に1回、実施させていただいたところがございます。

それぞれ「2-9」、「2-10」、「2-11」につきまして、Aの評価をさせていただいたところでございます。

続いて「2-14古着の交換会等」につきましては、古着の交換会というそのもの単独では行ってはございませんが、年4回計画しておりますフリーマーケットの中での実施、あるいはリサイクルひろばの中で、古着のリユース活動というものは行われてございます。従いまして、Bの評価を付けさせていただいたところでございます。

裏面をご覧くださいと思います。「2-16修理店の紹介等」につきましては、家電製品や、家具等の修理を行っているお店をホームページなどで区民の皆様方に紹介するという事業で、具体的な実施方法につきましては、現在、検討を続けているところでございます。評価につきましてはCを付けさせていただきました。

「2-18資源の持ち去り対策の強化」につきましては、古紙、新聞等を対象とした資源持ち去り対策根絶のため、関東圏の古紙問屋で結成された関東製紙原料直納商工組合等との間で覚書締結を今後予定しているところでございます。続いて、町会主体によるパトロールであるとか、持ち去り対策のネット、吊るし旗などを区が町会の皆様方へ配付させていただいているほか、区民の皆様方とは連携をしながら資源の持ち去り対策を行ってございます。評価としてはBを付けさせていただいたところでございます。

それから、「2-21」と「2-22」のところでございます。「新たな資源回収に向けた検討・実施」ということで、使用済みの小型家電につきましては、平成25年10月から、区役所、エコセンター、アクト21、ふれあい館全13館、区内の合計16カ所で小型家電9品目について回収ボックスを設置し拠点回収を進めさせていただいております。加えまして、環境・清掃フェアやフ

リーマーケットといったイベントでの回収も行わせていただいているところでございます。こちらにつきまして、評価はそれぞれAを付けさせていただいたところでございます。

以上が「基本方針2 Rの充実によるごみ減量の推進」についてのご説明でございます。

最後に、「基本方針3 適正処理の推進」につきましては、これまでの様々なごみ減量への取り組みがなされても、どうしてもごみとして出さなければならぬものも出て参りますが、そちらを適正に処理するという事で、荒川区の地域特性といったものを踏まえたきめ細やかな収集や運搬体制を推進していくというものでございます。

主なものをご説明させていただきますと、「3-1 収集ルートの見直し」につきましては、効率的な収集や運搬方法によって結果として環境へも配慮する視点で実施、必要に応じての収集ルートの見直しが行われてございます。評価につきましてはAを付けさせていただいております。

「3-2 地域による見守りが必要な方への戸別訪問収集の実施」につきましては、高齢者あるいは障害者の世帯について、これまで同様引き続き実施しているところでございます。評価としてはAを付けさせていただいております。

「3-3 ふれあい指導の実施」につきましては、いわゆるルールであるとかマナーといったものへの対応としてふれあい指導を継続して実施しているところでございます。評価としてはAを付けさせていただいたところでございます。

以上で基本方針1、2、3の平成26年度時点での実施状況ということで、説明を申し上げたところでございます。荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についての説明は以上でございます。

(会長) 説明ありがとうございました。以上の説明について、質問等がありましたらお願いいたします。

(委員) 資料3の2ページ「施策の体系図」の右に掲げてあります数値目標として総排出量減量目標値が平成28年度は1人当たり1日マイナス90グラム、平成33年でマイナス160グラムと挙げてありますが、こちらの数字の算出根拠を教えてください。

(事務局) 前回策定の荒川区一般廃棄物処理基本計画を定めるにあたりまして、こちらの荒川区清掃審議会でご審議いただいたところでございます。また、国や東京

都が掲げている目標のほかに、荒川区独自で工夫できるところや、現状のごみの排出の仕方などを全部兼ね合わせてこの目標値というのは、前回決めさせていただいたような経過がございます。

(委員) その決めた過程の中の根拠というのは何ですか。

(事務局) 総排出量等の目標値の算出根拠につきましては、荒川区一般廃棄物処理基本計画の25ページから28ページに、数値目標設定の考え方が記載されておりますので、こちらをご参照いただきたければと思います。

(委員) もう1点、「主な施策・取組の工程表及び進捗状況」の評価については、第三者的な評価、自己評価のどちらですか。荒川区の行政評価制度そのものが自己評価であるため、それがどういう意味があるのかなというのはいつも疑問に思っておりますが、こちらはいかがでしょうか。

(事務局) すみません。評価につきましては、自己評価ということでございます。

(委員) 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況についての評価を行っていますが、最終的に結果という部分で、回収日や回収品目などのごみ出しのルールを守らない住民、特に外国人や単身者に対し困っているという話も耳にします。その辺の結果評価について区はどう認識されていますか。

(事務局) 区民の皆様方の転入転出がありまして、人の出入りが結構あります。その中で、即効性があるってすぐに効果が出るという事業がなかなかないというのが正直なところですね。そういった中で、普及啓発事業を地道に繰り返し行っていくしかないと思います。委員のおっしゃるような目に見えて、数値で出るような効果がある事業があれば一番良いと思うのですが、その辺についての評価をお示しするのはなかなか難しいところがあるように思います。

(委員) 日頃より、環境清掃部の職員の方はいろいろと対応してくださるので、本当にありがたいなと思っています。家具のリサイクルを平成26年10月に実施されていますが、何件くらい区民が無償で頂いたのか教えてください。

それから、地域の見守りが必要な戸別訪問収集については、何名の方が登録されていますか。



(事務局) 家具のリサイクルにつきましては、48点の展示をさせていただきます、抽選でのお申し込みの結果、43点が成立いたしました、お持ち帰りいただいているところでございます。

(事務局) 地域による見守りが必要な方への戸別訪問収集につきましては、平成27年1月末日現在で、高齢の方が92名、障害をお持ちの方が40名、合計が132名となっております。

(委員) 分かりました。どうもありがとうございました。

(会長) はい、次の方どうぞ。

(委員) 区民と協働で推進するという事ならば、評価についても区民からの評価を受けるべきだと思うのです。集団回収を、119カ所の町会等で行っているとおっしゃいましたが、町会の方からの評価を聞いてみれば、区民の立場としていろいろな意見が出てくるのではないかと思います。自己評価で満足するだけでは駄目なのではないでしょうか。平成33年度までに総ごみ量を200グラム削減するとおっしゃいますが、そのためのごみの減量やリサイクル推進のためには、区民からの評価が必要だと思うのです。それが、区の職員のためにも、区のためにもなると思います。荒川区一般廃棄物基本計画の方針で「環境区民による協働の推進」を掲げているのですから、環境区民として町会の方からの評価をいただいたりするなど、区民に進捗状況の評価をしてもらうことが重要なのではないかなと思います。

次に、普及啓発活動については、小学生などの子どもを対象にしている事業が多いのですが、荒川区立の小中学校では、学校給食の牛乳容器はリターナブル方式のびんではなく、紙パックを使用しています。紙パックの牛乳ではごみがたくさん発生するので、ごみ減量の対策をされていないと思います。

最後に、古布回収についてですが、回収しやすい一部地域だけでなく、町会でアンケートを実施し、回収地域を拡大していくべきだと思います。

(事務局) 給食の牛乳容器の件につきましては、委員がおっしゃるとおり、びんではなく紙のパックを使用しているということで伺っております。メーカー等との調整もあるかと思いますが、こういった点につきましても、教育委員会等と協議や検討をさせていただきたいと思います。

次に、委員のほうからありました古布の回収でございますけれども、平成2

3年度より調査事業という形で開始し、順々に対象地域を拡げさせていただき、平成26年度は尾久地域及び汐入地域の全ての集合住宅を対象に拡げさせていただいております。平成27年度は、集合住宅の全地域について進めさせていただきたいと考えてございまして、その後になります。残りの町会まで範囲を広げて、最終的には区内全域で古布の回収ができるように、スケジュールをできるだけ早くなるように進めさせていただきたいと考えております。

最後に、委員からお話がありました自己満足での評価だけではなく、区民、事業者、区協働でということ、区民の皆様方の評価も確かに視点として非常に大事なところでございます。

(事務局) 補足させていただきますと、評価という点では、先ほど事務局の者が申し上げたとおりでございます。昨年といたしまして今年度ですが、ごみ排出原単位等実態調査で区民及び区内事業者の方を対象に、アンケートを実施いたしました。アンケートの内容につきましては、今後審議会の場でお示しさせていただき、ご検討もいただきたいと思います。町会の方や、消費者である区民の皆様方の意識やご苦労などについては、なるべく私どもも把握して参りたいと思いますので、評価方法等については検討して参りたいと思っております。

(委員) 学校給食の牛乳容器の件ですが、牛乳容器連絡協議会という組織があります。牛乳協会と言われている団体と、牛乳を回収する業者で結成されており、牛乳容器のリサイクル推進を図っています。牛乳容器連絡協議会に対し、学校給食の牛乳容器の件について、参考として情報収集を行うと良いのではないかと思います。

(事務局) 学校給食の牛乳容器につきましては、環境省が自治体や各団体と連携をしながら、学校給食用牛乳びんの導入支援に向けたモデル事業にて実証を行っているケースがあります。実際は、やはりびんは重いため運搬が大変などといった点で、どんどんびんから紙へ移行してきたような経緯があります。委員から教えていただいた牛乳容器連絡協議会や、教育委員会からも情報収集を行ったうえで、その辺を検討していきたいと思っております。

(会長) はい、次の方どうぞ。

(委員) 区内の小学校4年生を対象に環境学習の実施や普及啓発リーフレットの配付を行っていますが、中学生には配付しないのですか。なぜなら、最近の中学生

は結構しっかりしているので、携帯電話を使います。そういうものもリサイクルできるということを学習したほうがいいと思います。また、小学生よりも中学生のほうが、ポイ捨ても多いのではないかと思います。子供向けの普及啓発事業の対象が小学生ばかりなので、中学校1年生だけでも、中学校入学時などに一度リーフレットなどを配付してもいいのかなと思います。

(事務局) 委員から貴重なご意見をいただき、有り難いと思っております。環境学習等の対象が小学校4年生となっているのは、小学校4年生の社会科の授業で環境学習を行っており、それに併せて4月に入る前の年度末に区内小学校24校全てに、環境学習の出前授業の紹介をさせていただいています。平成25年度は19校、平成26年度は現時点で14校から環境学習を応募いただき、清掃リサイクル課と私ども清掃事務所共同で出前授業を実施しております。小学校4年生という成長過程で環境学習を実施することが、きちんとごみを出し、リサイクルを行う大人になっていただくためには非常に有効だと考えております。一方で、委員がおっしゃった中学生対象の環境学習というのも1つのアイデアかと思っておりますし、例えば逆に、もっと幼児期を対象に幼稚園や保育園に出向いて、環境学習を実施する方法もあるのではないかと思います。園の保護者会で親子一緒に環境学習を取り組むことができれば、ごみを出している現役の方にも警鐘を鳴らすことができますので、相乗効果も期待できるかと思っております。先ほど、委員がおっしゃったことを十分に加味しながら今後検討して参りたいと思っております。

(委員) 荒川区ポイ捨て運動の経緯と、その後の推進状況について教えてください。

(事務局) 荒川区では荒川区まちの環境美化条例で、区内全域でポイ捨ては禁止となっております。また、こちらの推進につきましての啓発を定期的に行っております。以前ではありますが、区内の何校かの生徒さんに地域美化活動という形で地域の清掃活動等のご協力もいただいております。

(委員) 申し訳ないのですが、環境美化の推進の状況が見えません。

(事務局) 美化活動としては、大きくは、環境美化の日が5月30日ですので、その前後の1カ月間は庁舎前の横断幕や、都営バスや都電での広告の掲載、区報での周知等いろいろな手段を講じておりますが、まだまだ委員のおっしゃるとおり足りないのかもしれませんが、これから有効な手段を考えていきたいと思いま

す。また、最近ではマナーキャンペーンとして、駅前でのティッシュを配りなども実施しております。

(委員) よろしいですか。以前から荒川区清掃審議会の委員としてずっと思っていました。リサイクル率は資源量割る総排出量で算出することができます。しかし、リデュースやリユースの進捗を示す指標が、荒川区一般廃棄物処理基本計画に反映されていないのですよね。例えるのはなかなか難しいのですが、リターナブルびんの減少傾向や、店頭での過剰包装などといったものがあると思います。リデュースやリユースの進捗を示す指標を出すにはどうすればいいのか教えていただきたいです。

それから、過剰包装問題の対策につきましては、荒川区としては、区内各商店街連合会、東京商工会議所、大型店と連携や協議をされているのでしょうか。過剰包装問題の大きな部分として、拡大生産者責任があると思います。容器包装リサイクル法の改正がなかなか進まず非常に腹立たしい部分もあります。

(事務局) そうですね。リサイクルは確かに率という形で表しております。リデュース、リユースについては、総ごみ量や総排出量の削減という形で示すことができると思っています。新しい視点での指標があるかどうかにつきましても、研究をして参りたいと思います。

それから、過剰包装問題の対策につきましては、大型店の関係ですとか、生産者責任の関係もございます。本日ご都合が合わずご欠席されております委員の方が、国の審議会の委員もされております。リサイクル法の見直しも含め、今後そちらの委員の方にもいろいろとお聞きしながら、私どももどのあたりまで加味できるか研究して参りたいと思います。

(会長) よろしいですか。それでは、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(委員) 今朝も町会で資源回収を行ってきてまいりましたが、今後古布の回収が始まるのでしょうか。そちらについて教えていただきたいのですが。

(事務局) 古布の回収につきましては、平成23年8月から一部の地域で実験的に調査事業ということで始めさせていただいております。そこからだんだんと対象地域、対象の建物などを広げていきまして、最終的には区内全域で実施していくように、現在計画を進めさせていただいているところでございます。現在の進捗状況ですが、実施場所といたしましては、集合住宅につきましては尾久地域、

汐入地域の集合住宅、日暮里の駅前の大きな再開発のビルを対象として実施しております。町会につきましては、東尾久赤土町会で古布の集団回収を進めさせていただいております。

(会 長) よろしいでしょうか。先ほどの荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況に対する評価については、平成26年度現在とリンクされていますね。委員がおっしゃったように、その成果と効果については、今後も改めて評価する必要があります。しかし荒川区一般廃棄物処理基本計画には、その成果、効果に関する評価指標はそこまで記述されておりませんので、そちらは今後の課題になるかと思えます。荒川区一般廃棄物処理基本計画の見直しの時期には、我々委員が検討する任務も負っていますので、そのときにまた皆さんと議論させていただきたいと思えます。

それでは、この進捗状況につきましては以上でよろしいでしょうか。事務局のほうで何かございますか。

(委 員) 「荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況」につきましては、以上でよろしいでしょうか。それでは、続きまして今後の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

(9) 今後の予定

(事務局) では、「資料4 今後の予定」をご覧くださいと思います。荒川区清掃審議会の今後の予定でございます。平成26年度につきましては、本日の開催でございます。今後につきましては、平成27年度に4回、平成28年度に5回程度、清掃審議会のほうを開催させていただきたいと考えてございます。現在の一般廃棄物処理基本計画の見直しに向けた課題の抽出であるとか、対策の方向性などについて検討の中で委員の皆様方のご意見、お知恵を拝借できればと考えてございます。どうぞよろしくをお願いいたします。以上でございます。

(会 長) 「今後の予定」につきましては、よろしいでしょうか。委員の皆様の方からそれ以外のことで何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日の荒川区清掃審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

閉 会